

非行少年の保護者における責任

〇〇〇〇

第 1 章 はじめに

第 2 章 少年非行と家庭環境の関係性

第 3 章 少年法第 25 条の 2 第 1 項にいう「保護者に対する措置」

保護観察所、児童相談所・児童自立支援施設、少年院などの施設が保護者へどのような対応をしているのか

第 4 章 海外における「保護者に対する措置」

第 5 章 日本と海外の比較

(「保護者に対する措置」の規定の解釈の違い)

(自説の展開)

第 6 章 おわりに

第 1 章 はじめに

2014 年の佐世保高一同級生殺害事件は、家庭環境が大きな原因をもつ事件として世間に知られる凶悪事件の一つであり、記憶に鮮明に残っている人が多いであろう。佐世保市内で一人暮らしをしていた高校一年生の女子生徒が、仲良しの同級生をハンマーで殴打し、首をタオルで締めて殺害した。実は、事件を起こすまでに彼女の言動や行動からは、何回も危険信号が出ていたのだ。

学校側からはカウンセリングが必要ではないかと提案されたのだが、父親が反対して、適切な対応は取られなかった。彼女の家族は地元でも名が知れた名家だったこともあり、近所や仕事先での風評を恐れたのだろう。誰でも自分の娘が「異常」であることは認めたくないし、地域社会の目もある。しかし、見過ごした結果、2014 年 2 月、睡眠中の父の頭を金属バットで数回殴打するという計画を実行、幸い全治二週間で済んだのだが、なんと父親は警察には届けず、関係者にも内々に収めるように求めたのである。そのため事件は表に出る事はなかった。そして 5 ヶ月後、殺人事件を起こしてしまう¹。この事件は親としての機能不全を原因に最悪の結果を招いたケースといえるだろう。

この女子生徒は小学 5 年生の時、下校途中に見かけた猫の死体に惹きつけられ、猫を殺すようになる。また 6 年生の 12 月には、同級生にいじめられた腹いせに、相手の給食に漂白剤と洗剤を混ぜ合わせた液体を入れたことが発覚し、学校で大きな問題になった。この事件は、親にとって初めて確認できた危険信号だったのだ。

それでは、少年の非行の原因がその保護者や家庭にあるならば、少年だけでなく保護者

¹ 【朝日新聞 (2015 年 9 月 4 日)「佐世保・高 1 同級生殺害事件」

〈<https://mainichi.jp/articles/20150904/org/00m/040/003000c>〉 (2023 年 1 月 18 日)】

にもその非行の原因をつくったことについての責任を問うべきではないだろうか。仮に、家庭内に問題がなくとも、民法第 820 条「監護及び教育の権利義務」によって少年を非行から遠ざけ監督する義務が保護者にはあると考える。さらに、非行少年の更生において、生活環境の改善や家庭での理解は不可欠な要素である。心も体も成長過程にあり、精神的にも社会的にも自立していない少年の更生には、周囲の人間、とくに保護者の協力が必要不可欠なものである。少年の更生に保護者が適切に対応できるように支援体制を整えることが重要となるであろう。

したがって、私は、日本の非行少年の更生には、保護者に対する強制力のある措置が必要であると考え。本レポートでは、保護者の責任と養育支援に関する検討を中心に自分なりの見解を展開していく。

第 2 章 少年非行と家庭環境の関係性

少年が非行を起こす原因には、少年自身の問題、学校の問題、家庭の問題、地域社会の問題など様々あり、どれか一つだと断定することはできないが、前述の「佐世保高一同級生殺害事件」のように、保護者との関係が直接的に要因であると考えられる事件が存在する²。また、少年の保護者は、少年を非行から遠ざける立場にあることや少年の更生・健全育成に協力的な存在でなくてはならないことを考慮すると、少年非行と家庭環境に着眼し、少年の更生に繋がる支援が必要となる。以下、少年と保護者の家庭でのコミュニケーションと虐待、家庭環境に関する影響力の意識についてみていく。

平成 22 年に行われた内閣府による「非行原因に関する総合的研究調査」³は、小学生、中学生、高校生、大学生の一般少年と非行少年を対象に少年らの目線から家庭についてどう思っているのかについてアンケート調査を実施したところ、「親から愛されていないと感じる（よその家に生まれてきたらよかった）」と答えた者は、小学生から大学生のすべての回答について非行少年が一般少年よりも高い割合を示した。このことから、非行少年は家庭に対して不満や期待感の喪失を感じやすい傾向があることが分かった。この家庭内でのストレスを学校や友人関係で解消しようとする動きが非行へと少年らを駆り立てるのだ。

さらに、同調査にて家庭内暴力の有無についてアンケートをとったところ、「小さいときに親から暴力をふるわれた」、「親は家の中で暴力をふるう」と答えた一般少年の中学生が 8.8%であったのに対して、非行少年の中学生は 20.5%と大きな差がみられた。高校生における調査結果を見ても同じくこの差はなくなることはなかった。ここから、非行少年の親は少年が中学生になったあたりから暴力に訴えた躰をしている傾向がみられる。こういった、家庭環境の悪化から家での居場所がなくなってしまった少年たちは、親とのコミュニケーションを取る頻度が減っていき、親に黙って外泊などをするようになってし

² 【草薙厚子「“普通の子”たちがなぜ凶悪事件を…危ない親子関係の傾向」
<<https://joshi-spa.jp/857406>> (2023 年 1 月 19 日閲覧)】

³ 【内閣府「第 4 回 非行原因に関する総合的研究調査」
<<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou4/pdf/1-2-1.pdf>>
(2023 年 1 月 14 日閲覧)】

まうのである。

次は逆に保護者目線の調査を見ていく。

平成 27 年に行われた内閣府による「少年非行に関する世論調査」⁴では、少年非行を防止するために、特に大きな役割を果たすのはどれかを調査したところ、「家族」と答えた者の割合が 73.3%、「学校」と答えた者の割合が 6.8%、「地域社会」と答えた者の割合が 14.6%、「警察・行政機関」と答えた者の割合が 4.1%となった。前回調査と比較してみても「家庭」に影響力があると答えた者の割合は両者とも 70%以上となっている。性的的に見てみると、「家庭」と答えた者の割合は女性で高くなっている。これらの調査から、家庭と少年非行は大きく関係性をもつと意識されていることがわかる。少年の非行と家庭内環境に関係があるならば、少年の更生のためにはその対象家庭への支援が重要となってくる。

第 3 章 少年法第 25 条の 2 第 1 項にいう「保護者に対する措置」

少年法第 25 条の 2 第 1 項は、家庭裁判所が「保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。」としている。

ここでいう措置にはどんなものがあるかということ、家庭裁判所調査官が調査や試験観察において助言・指導・訓戒を行う「個別面接」やグループワークを通して保護者同士で悩みを率直に語り合う「保護者会」、少年・保護者の共同参加で実施する「被害者の方の視点を取り入れた講習」、「親子合宿」、「社会奉仕活動」などが挙げられる⁵。しかし、この日本の制度には問題点があると私は考える。保護者に対する措置について規定している少年法第 25 条の 2 は保護者に対する強制力はなく、自分自身もモラルに欠けている親に責任を自覚させる効果はないに等しいという点である。そのため、保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設、少年院等がそれぞれに、保護者のための教室を開催し、保護者会を実施するなどの対応をしているも、呼び出しに応じない保護者もいるのが現状なのだ。これでは、保護者との関係を築き、少年の更生を効果の高いものにすることが難しくなる。

私は、少年の更生にむけて、より効果的かつ適切な対処を可能にするべく、保護者の措置に関して、各施設が少年を処遇する上で保護者に対する強制力を強めることが重要であると考える。そこで、次章にて、非行少年の保護者に対してより強い権限をもった対応を認めているイギリスの犯罪及び秩序違反法第 8 条及び第 9 条を確認し、日本との違いを比較していく。

⁴ 【内閣府「少年非行に関する世論調査」

[〈https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/2-4.html〉](https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/2-4.html)

(2023 年 1 月 17 日閲覧)】

⁵ 【裁判所 CURTS IN JAPAN「保護者に対する措置」

[〈https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_syonen/syonen_soti/index.html〉](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_syonen/syonen_soti/index.html)

(2023 年 1 月 17 日閲覧)】

第4章 海外における「保護者に対する措置」

日本に対して、イギリスでは、1998年に制定された犯罪及び秩序違反法の「親や保護者に対する養育命令(Parenting Order)」において、少年本人の責任だけではなく、保護者の責任をも強化することが決定されている⁶。この養育命令の対象は、非行を犯した少年本人ではなく、保護者となっており、命令の内容としては、「カウンセリングやガイダンスに出席すること」、「当該児童を学校に行かせること」、「特定の場所に行かせないようにすること」、「特定の時間には家にいさせること」といった親としてのノルマのようなものが課されているのだ。上記の命令違反者には、最高£1,000(約126,000円相当)までの罰金が科されることが大きな特徴である。

第5章 日本と海外の比較

(「保護者に対する措置」の規定の解釈の違い)

イギリスにおける「保護者に対する措置」の規定は、家族への支援をすることで、家庭内での養育を優先させようといった原則がある。日本と違ってイギリスの規定における最大の特徴は、保護者に対して少年の更生に関わる家庭支援のためのプログラム等に参加させる強制力があることだ。保護者に対して命令として少年の更生に関わる指導やプログラムに参加させることを強制することができれば、児童自立支援施設や少年院などの施設の負担も減り、より効果的に保護者に対する指導を実現することができるのだ。イギリスの養育命令は、保護者に子どもの非行の責任を問うとともに、再犯防止のための養育支援を保護者に提供するために、少年の家庭に介入するものであり、画期的な制度であるといえる⁷。

一方、日本の少年法第25条の2第1項にいう「保護者に対する措置」は、保護者の責任の明確化のための規定として設けられ、家庭裁判所が必要と認めるときは保護者に対して少年の非行の防止のために訓戒・指導をすることができるとしている。しかし、本条に強制力はなく、少年の更生のための家庭への支援に関しては、少年の収容施設ごとに対応を任せている状態となっている。

(自説の展開)

日本では年少少年による非行が多く、また再犯率も高いことから、初等少年院や児童自立支援施設においては、少年の保護者に対して養育に関して強制的に介入することが有効であると考えられる。保護者としての義務の履行を推進するという点において、日本にもイギリスのような養育命令の導入を検討するべきである。ただ、保護者自身に精神障害がある

⁶ 【法制審議会少年法・刑事法部会第3分科会第1回会議配布資料「諸外国の制度概要」
<<https://www.moj.go.jp/content/001236859.pdf>> (2023年1月17日閲覧)】

⁷ 【デイリー新潮編集部(2020年10月23日)「『犯罪者を甘やかしてはいけない』元警察官僚が語る“少年犯罪”を厳罰化すべき理由」
<<https://www.dailyshincho.jp/article/2020/10230615/?all=1>>
(2023年1月17日)】

ことで、家庭自体が機能していない場合や経済的に少年を満足に育てることのできない場合などの問題に対応するため、各施設の臨機応変な対応が今後の課題となるだろう。

第6章 おわりに

少年法第25条の2第1項にいう「保護者への措置」をもとに、家庭裁判所が保護者に対して命じた措置に従わせるように強制的に義務付け、徹底された家庭支援が行われるべきである。少年の非行に対して保護者の責任を追及するだけでなく、保護者を含む非行少年の家庭の再生を図ることが少年の更生により重要になるだろう。内閣府による世論調査の結果等から分かったように、少年の非行防止の役割として保護者の重要性が重んじられていることから、少年の保護者にさらに充実した家庭支援を行い、家庭再生の機会を提供することが必要であると考え。そのためにまずは、より柔軟で効果的に支援を行うための法整備が不可欠である。